

第 16 条 第 15 条に定める事項は、スウェーデン国籍を持たない被保険者に対しては、当該被保険者がスウェーデンに最低 5 年居住していることを条件として適用される。

他の EU 加盟国に継続して居住している外国籍の者

第 17 条 第 15 条に定める最低保証給付にかかる保険期間を算定するにあたり、スウェーデン国籍をもたない被保険者は、次の場合にはスウェーデン国籍の者と同等に扱われる。

被保険者が、

1. スウェーデンでの滞在許可証を有し、他の EU 加盟国に継続して居住している、
2. 客員研究者招聘にかかる滞在許可証の承認に関する法律において、客員研究者とされる者、または、
3. 2 で客員研究者とみなされた者の家族であって、スウェーデンの滞在許可証を有する者。

給付水準

傷病補償金

第 18 条 100%の傷病補償金の最低保証水準は、年額で、物価基礎額の 2.4 倍とする。

活動補償金

第 19 条 100%の活動補償金の最低保証水準は、年額で、

- 被保険者が 21 歳になる月の前月までは、物価基礎額の 2.1 倍。
- 被保険者が 21 歳になる月から、23 歳になる月の前月までは、物価基礎額の 2.15 倍
- 被保険者が 23 歳になる月から、25 歳になる月の前月までは、物価基礎額の 2.20 倍
- 被保険者が 25 歳になる月から、27 歳になる月の前月までは、物価基礎額の 2.25 倍
- 被保険者が 27 歳になる月から、29 歳になる月の前月までは、物価基礎額の 2.30 倍
- 被保険者が 29 歳になる月から、30 歳になる月の前月までは、物価基礎額の 2.35 倍

保険期間が 40 年を下回る場合の引下げ

第 20 条 40 年の保険期間にみたない者については次の規定が適用される：

第 18 条または第 19 条による最低保証水準は、

—第 5 条第 2 項による保険期間と、

—40

との比に相当する割合まで引き下げられる。

最低保証給付の算定基礎

第 21 条 最低保証給付に関する年に被保険者が受給権をもつ第 34 章による所得比例型傷病補償金または活動補償金の年額は、第 36 章第 3 条から第 8 条までの規定に基づき労災年金により減額される前に、最低保証給付の算定基礎とされる。

第 22 条 この章では、所得比例型の傷病補償金および活動補償金とともに、外国における諸手当は、

- 一第 34 章第 14 条の規定により所得比例型の補償金から差し引かれ、かつ
- 一この章の定めにより、最低保証給付と同等には扱われない。

最低保証給付の算定

本規定

第 23 条 所得比例型の傷病補償金または活動補償金を受けていない者には、100%の最低保証給付の年額は最低保証水準となる。

第 24 条 年額で 100%の所得比例型の傷病補償金または活動補償金が最低保証水準を下回る場合、次の規定が適用される：

- 当該年の最低保証給付は、
 - 一最低保証水準 および
 - 一第 21 条および第 22 条による、年額で 100%の所得比例型の傷病補償金または活動補償金の間の差額に相当する額とする。
- 算定は、最低保証水準が第 20 条の規定により引き下げられた後になされる。

部分給付

第 25 条 最低保障給付の部分給付の年額は、第 23 条および第 24 条の規定による 100%の補償金の一部として算定される。この割合は、第 33 章第 9 条の規定により被保険者が受給権を有する傷病補償金または活動補償金の割合に相当する。

第 36 章 傷病補償金および活動補償金にかかる通則

目次

第1条 この章において、次の諸規定を置く

- 第2条から第8条で、他の手当等との調整
- 第9条で、手当の権利の妨げとなる労働
- 第10条から第18条で、支給停止中の傷病補償金または活動補償金
- 第19条から第24条で、状況の変化に伴う再審査
- 第25条から第27条で、申請が不要な補償金
- 第28条で、補償金の改定
- 第29条および第30条で、補償金の支給

他の諸手当との調整

遺族支援金

第2条 被保険者が同一の月に対して、最低保証給付による活動補償金とともに遺族支援金を受ける権利を有する場合には、金額が高いほうの給付に限り支給される。

労災年金

第3条 所得比例型の傷病補償金および最低保障給付による傷病補償金は、被保険者が次の場合に減額される。被保険者が、

1. すでに廃止された職業災害保険に関する法律またはその他の法令による、義務的保険から支払われる労災年金の権利を有するとき、
2. 他の法令または政府の特別の決定により、社会保険庁により決定され支給される労災年金以外の労災年金を受ける権利を有するとき、または、
3. 外国における職業災害保険関係の法令に基づく労災年金を受けているとき。

第4条 第41章から第44章に定める労災年金を根拠として第3条による減額をしてはならない。

第5条 既に支給が開始された労災年金の根拠となる怪我によって、傷病手当の事由となる病気を発症した場合、労災年金は疾病期間中も支払われたものとみなされる。

第6条 所得比例型の傷病補償金および最低保証給付の額は、それぞれの労災年金の4分の3により減額される。その場合、労災年金の年額は物価基礎額の6分の1を上回り、かつ、傷病補

償金の受給権者が労災による被災者として当該労災年金の権利を有していること。

減額は、まず最低保証給付でなされなければならない。

第7章 労災年金、労災年金の一部または一定期間の労災年金が一時金に置換えられた場合、第6条に基づき計算する際、置換え時に適用される保険技術上の基礎に従い、支払われる労災年金の支給額が当該一時金に相当する金額分引き上げられたものとみなす。

第8条 第3条から第7条の規定を理由として、100%の傷病補償金総額の月額が物価基礎額の5%を下回ってはならない。

手当の権利の妨げとなる労働

第9条 傷病補償金または活動補償金が決定された際に喪失していると推定された労働能力により就労し、給与を得ている被保険者は、就労している期間および就労の程度において、傷病補償金等を受ける権利を有しない。返納請求に関する規定は第108章に定める。

傷病補償金または活動補償金の一時停止

総則

第10条 被保険者が、給付決定時に喪失したと推定された労働能力を用いて就労または就学するとき、社会保険庁は、被保険者の申請後、当該被保険者の傷病補償金または活動補償金を第13条から第15条に掲げる範囲で一時停止にする決定ができる。この一時停止の決定は、被保険者が最低12ヶ月にわたり傷病補償金または活動補償金を受給した場合に限り、可能である。

第11条 支給を一時停止することとされた傷病補償金および活動補償金は、一時停止通告にかかる期間は支給されない。

第12条 一時停止通告は、100%の傷病補償金または活動補償金、もしくは第33章第9条に定められた部分給付に関するものである。諸手当のうちどの程度を支給停止とするかを判定する際、社会保険庁は、被保険者の就労の程度に留意しなければならない。就学の場合、受給権を認められた諸給付はつねに全額一時停止が通告される。

一時停止通告の時点

第13条 社会保険庁は、申請書上に記載されている月から傷病補償金または活動補償金を一時停

止することを、決定できる。

第 14 条 傷病補償金は、最高で 24 か月間支給停止が可能である。ただし、決定に含まれる最初の月から 24 か月目が終わるまでを最長期間とする。

第 15 条 活動補償金は、最長で、当該補償金にかかる決定に含まれる期間が終わるまで支給停止をすることができる。

一時停止通告決定の効力喪失

第 16 条 被保険者の請求があれば、一時停止の決定は効力を失う。

第 17 条 当該被保険者が病気になりかつそれが長期にわたるとされた場合には、被保険者からの請求がなくとも、社会保険庁は一時停止決定の効力を喪失させてよい。

被保険者が、次の給付を受ける代わりに、一時停止通告決定の根拠となる就労や就学を完全にまたは一部を止める場合にも、同様である。

—妊婦手当

—親手当 または

—一時的親手当

一時停止期間中の傷病補償金または活動補償金

第 18 条 就労している被保険者で、傷病補償金または活動補償金の全額あるいは一部の支給が停止されている者にあつては、12 か月間毎月、支給停止となった傷病補償金または活動補償金の 25% に相当する額を受給することについて、社会保険庁は決定することができる。

状況が変化した場合の再審査

傷病補償金の再審査

第 19 条 傷病補償金を受けている被保険者の労働能力が改善される場合、当該補償金の権利を再審査しなければならない。

傷病補償金の決定がなされた際に喪失していると推定された労働能力があることが明らかとなった場合、その他の変更がない限り、当該被保険者の労働能力は改善されたと推定される。

第 20 条 第 19 条の定めにより傷病補償金の権利が再審査される場合、当該被保険者が労働能力

の改善にみあった仕事に就くまでの間、傷病補償金を支給することができる。ただし、その場合には、最長で6か月までの期間とする。

第 21 条 第 19 条の定めによる再審査において、被保険者が就労または就学を通じ、決定上示された期間および程度内の労働能力が改善していることを示したことを事由とし、第 13 条の定めにより一時停止が通告された傷病補償金に、変更を加えることはできない。

活動補償金の再審査

第 22 条 活動補償金を受給している被保険者の労働能力が相当程度改善する場合、当該補償金の権利は再審査されなければならない。

活動補償金の支給決定時に喪失していると推定された労働能力について、定期的かつより長期にわたり当該労働能力があることが示される場合、当該被保険者の労働能力は、その他の変化がなければ、相当程度回復したと推定される。

第 23 条 第 22 条の定めによる再審査において、被保険者が就労または就学を通じ、決定上示された期間および程度内の労働能力が改善していることを示したことを事由とし、第 13 条の定めにより一時停止が通告された傷病補償金に、変更を加えることはできない。

第 24 条 第 22 条の定めによる再審査において、当該被保険者が第 33 章第 21 条から第 23 条に掲げる活動に参加することを事由として活動補償金を変更することはできない。

申請が不要な給付

第 25 条 被保険者が、本法による傷病手当またはリハビリ手当を受けている場合、社会保険庁は当該被保険者が申請せずとも、傷病補償金または活動補償金を支給することができる。

被保険者に、傷病手当、入院ケア補償、第 40 章から第 44 章に定める労災年金、またはこれらに相当し他の法令もしくは政府による特別の決定に基づく補償が支給されている場合であっても、同様とする。

第 26 条 被保険者が活動補償金を受給している場合、当該被保険者による申請がなくとも当該補償金の支給期間を延長することができる。

第 27 条 第 25 条の定めは、傷病補償金および活動補償金の支給額の増額についても適用される。

補償金の改定

第 28 条 傷病補償金および活動補償金の改定は、改定の事由が発生した月の翌月から適用される。補償金の増額にあたり被保険者による申請が求められる場合には、第 33 章第 14 条第 1 項の定めが適用される。

補償金の支給

第 29 条 傷病補償金および活動補償金は、月単位で支給されなければならない。ただし、これらの補償金の年額が 2,400kr までの場合、特段の事由がない限り、年 1 回または 2 回の後払いとする。このほかの場合にあっても、被保険者との間で合意がなされれば、年 1 回または 2 回の支給とすることができる。

第 30 条 傷病補償金および活動補償金の月額は、補償金の年額を 12 で除し、1kr 未満を四捨五入して算出する。傷病補償金および活動補償金の年額が 12kr よりも少ない場合は、計算の対象となる月の補償金はなくなる。四捨五入は第 35 章による最低保証給付から先に適用する。

第 37 章 2008 年 7 月までに期限に定めのない傷病補償金の支給が決定された被保険者

第 1 条 この章において、第 2 条から第 4 条に総則をおく。

ついで、第 5 条から第 9 条に、計算方法を、第 10 条から第 23 条に特別の手続き規定を定める。

総則

規定の対象者

第 2 条 2008 年 6 月時点で、廃止された国民保険法（1962:381）第 7 章第 1 条により傷病補償金の権利を有していた被保険者について、その者の労働能力が恒久的に低下していると推定される場合（期限の定めのない傷病補償金）、第 4 条または第 23 条に該当しない限りは、第 36 章第 9 条から第 21 条および第 110 章第 50 条から第 52 条に規定に代えて、この章の規定が適用される。2008 年 7 月 1 日前に、2008 年 7 月から期限の定めのない傷病補償金を受給することが決定されている者についても、同様である。

前項に掲げる事項は、6 月以降より高い水準の傷病補償金を受ける被保険者、2008 年 7 月時点で前項第 2 文に該当するとされた被保険者については適用されない。

就労に際しての補償金の申請等

第3条 当該被保険者が、傷病補償金の決定時に喪失したと推定された労働能力を活用し就労しているとき、被保険者からの申請があれば、第5条から第7条に掲げる範囲内で傷病補償金が支給されることを、社会保険庁は決定することができる。

前項に掲げた就労を始める前に、毎年、その年の分を、社会保険庁に申請しなければならない。

第4条 第3条第2項に掲げる期間が経過後に、正当な事由なく、申請がなされた場合には、その申請は却下される。そのような場合、この章における他の規定は適用されない。その代わりに、第36章第9条から第21条および第110章第50条から第52条が適用される。

前項の最後の文は、申請をせずに有給雇用に就いている者にも適用される。

計算方法

基本的規則

第5条 第3条第1項による傷病補償金は、まず仮計算の金額で支給され、その後、被保険者の調整後所得（reduceringsinkomst）にもとづき最終的に支給額が決定される。

第6条 傷病補償金は、調整後所得が一定の基準額（fribelopp）を超えた部分について、その50%が減額される。この基準額は、

- 100%の傷病補償金の受給者にあつては、物価基礎額の1倍
- 4分の3の傷病補償金では、物価基礎額の2.6倍
- 3分の2の傷病補償金では、物価基礎額の3.6倍
- 2分の1の傷病補償金では、物価基礎額の4.2倍
- 4分の1の傷病補償金では、物価基礎額の5.8倍

第1項による減額は、所得比例型傷病補償金から先に行なわれる。

第7条 傷病補償金は、算定された傷病補償金と調整後所得の合計が物価基礎額の8倍を超える場合には支給されない。

調整後所得

第8条 調整後所得は、第59章の年金対象所得に関する規定により確定された年金対象所得の出

発点から、計算される。

第9条 被保険者の調整後所得は次のように計算される：

1. まず、確定された年金対象所得から、次の所得が控除される

—第59章第13条1における、最低水準の親手当

—第59章第13条2における、育児手当、当該手当が追加的費用を補填しない程度

—第59章第13条5における、所得比例型の傷病補償金および所得比例型の活動補償金、および

—第59章第13条6における、第41章から第44章による労災年金

2. ついで、課された国民年金保険料に対して第59章第37条の定めによりなされる控除は、調整所得に算入される所得に基づく当該保険料の額内で追加される。

外国での所得は、当該所得が第1項に掲げるものに相当する性質を有し、かつ、これがスウェーデン国内で発生した所得であれば第59章の定めにより年金基礎に組み込まれたであろう場合に、調整所得に含まれる。

手続きにかかる特別規定

仮計算による傷病補償金

第10条 この章における傷病補償金の算定規則が適用されることを希望する申請があった場合、当該被保険者に対して社会保険庁は、仮計算による傷病補償金の決定をしなければならない。

仮計算による傷病補償金の決定は、最長で12か月を対象とすることができる。

第11条 仮計算による傷病補償金は調整後所得の評価後に算出され、その額は、この章の規定により決定される最終的な傷病補償金の額に可能な限り同じでなければならない。

仮計算による傷病補償金は、月単位で支給される。その際、端数は切り下げられる。

最終的な傷病補償金

第12条 社会保険庁は、仮計算の傷病補償金の決定が適用される毎暦年について、最終的な傷病補償金の額を決定しなければならない。

第13条 年金対象所得について定める第59章の規定にもとづき年金対象所得が確定された後に、最終的な傷病補償金が決定される。

第14条 同じ年について算出された最終的な傷病補償金の額が、仮計算により支給された額より

も高い場合には、その差額が支払われなければならない。また、最終的な額が仮計算による額よりも低い場合は、その差額は返納されなければならない。

差額が 1,200kr 未満の場合は、支払いも返納もしなくてよい。

第 15 条 第 14 条第 1 項により支払われる金額は、付加金をつけて増額されなければならない。当該傷病補償金の支給年の終わりに適用される国庫借入金利子により、遅延支給分にかかる付加金が計算される。

第 14 条第 1 項により返納される金額に対しては、手数料が支払われなければならない。

返納金にかかる手数料は、当該傷病補償金の支給年の終わりに適用される国庫借入金利子により、計算される。

政府または政府が指定する行政当局は、付加金および手数上の計算について直近の規則で通知する。

返納

第 16 条 社会保険庁は、第 14 条第 1 項により、返納されるべき金額を回収することについての決定をしなければならない。

免除

第 17 条 特段の事由がある場合、社会保険庁は第 16 条により返納要件を全部または一部を免除することができる。

第 18 条 第 17 条により免除のための特別な事由の有無について判定する際、補償金を返納できるだけの経済力を被保険者が有することについて、特に留意されなければならない。

第 19 条 被保険者が意図的または不注意により、傷病補償金の仮計算の基礎として誤った情報を提出した場合、返納の要求を免除することはできない。

第 20 条 返納の免除の権利を審査するにあたり、第 110 章第 46 条および第 47 条による状況の変化を通知する義務が被保険者により完全に果たされていないなければならない。当該被保険者がその変化を通知していなかった場合にあっても、当該被保険者がそのような通知をする義務を認識していたはずであると合理的にはいえない場合には、返納免除の審査はなされる。

状況変化時の再審査

第 21 条 仮計算による傷病補償金は、当該補償金の額に影響を与える事由が発生した場合には再

審査されなければならない。社会保険庁は、その事由が与える影響が小さいときに限り、状況変化に関する決定をしなくてよい。

第 22 条 最終的な傷病補償金の額が決定された後に、被保険者の年金対象所得が変更され、その変更によってすでに決定された傷病補償金の額が変わる場合、被保険者に年金対象所得の変更の決定が通知されて 1 年以内に当該被保険者が再決定を要求しまたは社会保険庁が自らその課題を取り上げるならば、新しく、最終的な傷病補償金が決定されなければならない。

第 1 項による新しい最終的な傷病補償金に関する問題は、年金対象所得の決定が通知されてから 5 年が経過後には取り扱われない。

傷病補償金の支払い停止または減額

第 23 条 被保険者の申請後、社会保険庁は、この章に掲げる傷病補償金の支給停止または減額を決定できる。この場合、第 36 章第 19 条から第 21 条の規定が適用されなければならない。減額後に残った傷病補償金について、この章の規定は適用されなければならない。

IV. 研究成果の刊行・ 報告に関する一覧表

平成 22 年度 研究成果の刊行・報告に関する一覧表

論文発表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年月
百瀬 優	障害年金の現状と論点	年金時代	Vol.40 No.589	38 ～40 頁	2011 年 2 月
百瀬 優	障害年金に関する論点整理	日本年金学会誌	No.30	未定	2011 年 3 月予定

学会発表

発表者氏名	発表タイトル名	発表学会名	発表年月
松本 由美	フランスにおける障害者の所得保障	第 121 回社会政策学会	2010 年 10 月
百瀬 優	障害年金に関する論点整理	第 30 回日本年金学会	2010 年 10 月

V. 研究成果の刊行物・ 別刷

障害年金の現状と論点

高千穂大学人間科学部助教 百瀬優

障害年金は、障害のある人の生計を支える手段として大きな役割を果たしてきた。また近年では、その有用性の再認識、年金改革と福祉改革の動向、無年金問題などを背景に、障害年金に対する関心が高まっている。

三〇〇億円前後のペースで増加しているが、社会保障給付費全体に占める割合は低下傾向にある。

しかし、これまでのところ、年金研究者は障害年金に比較的無関心であった。また、多くの年金改革案でも、障害年金の位置づけがはっきりしていない。筆者は、こうした状況に一石を投じた、第三〇回日本年金学会にて報告を行った。以下では、それをもとに、障害年金の現状と論点を整理する。

次に、同年度末の障害年金受給者数は約一八六万人であった(図表1参照)。ただし、全体の約七八%が障害基礎年金のみ(あるいは旧法国民年金)の受給者である。さらに、全体の約五割(障害基礎年金受給者の約六割)は、国民年金法第三十条の四に基づく(無拠出の)障害基礎年金を受給している。等級別では、二級の受給者が多く、障害基礎年金の新規裁定の七割以上が二級である。傷病名別では、精神の障害(精神障害と精神遅滞)が増加しており、国民年金の障害年金受給権者の約半数に達している。年齢別では、国民年金の障害年金受給権者の約六割が五〇歳以上、三割弱が

六五歳以上である。ちなみに、障害基礎年金には、障害不該当または三級該当による支給停止や(第三十条の四の場合の)所得制限による支給停止があるが、実際に支給停止されることは少ない。

図表1 ●障害年金受給者数(平成20年度末現在)

[単位:人]

障害年金受給者総数 ^{注1)}	1,857,068
障害基礎年金 (再掲)障害基礎年金のみ (再掲)第30条の4、附則第25条該当	1,551,199 (1,347,211) (931,102)
障害厚生年金 (再掲)障害基礎年金も同時受給	287,112 (187,895)
障害年金(旧法国民年金)	96,435
障害年金(旧法厚生年金保険等 ^{注2)})	76,054
共済組合(障害共済年金等)	34,926

注1 表中の障害年金受給者総数は、厚生年金保険(旧農林共済組合を含まない)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数値である。

注2 厚生年金保険に統合された旧法船員保険、旧共済組合の数値もここに含めている。

資料:厚生労働省年金局「事業年報 平成20年度」より作成

■障害年金の現状

まず、「平成二〇年度社会保障給付費」によれば、同年度の障害年金給付費は約一・八兆円となっている。ここ数年、毎年

六五歳以上である。ちなみに、障害基礎年金には、障害不該当または三級該当による支給停止や(第三十条の四の場合の)所得制限による支給停止があるが、実際に支給停止されることは少ない。

■障害年金の論点

日本の障害年金にかかわる主な論点としては、①障害認定、②老齢年金との関係、③制度間

格差、④給付水準、⑤介護加算の位置づけ、⑥無年金障害者⑦初診日問題、⑧手続上の課題、⑨紙幅の関係で、このうちの四点のみ取り上げる。

●老齢年金との関係について

障害年金は老齢年金と同一制度内で運営されている。歴史的には、障害と老齢は共通の所得

図表2 ●障害年金受給者の平均年金額（2008年度末現在）

	障害厚生年金			障害基礎年金	
	1級・基礎込	2級・基礎込	3級	1級	2級
平均年金額	161,509円	123,261円	55,748円	82,947円	67,231円

資料：厚生労働省年金局「事業年報 平成20年度」より作成

図表3 ●年金種別ごとの年金/生保併給率（2008年度）

	年金受給者数(A)	年金受給かつ生活保護受給の件数(B)	年金/生保併給率(A/B)
障害年金	1,857,068	90,971	4.9%
老齢年金	35,498,387	304,824	0.9%
遺族年金	5,399,529	26,201	0.5%
障害基礎年金のみ	1,347,211	65,929	4.9%
老齢基礎年金のみ	6,492,138	90,643	1.4%

※年金/生保併給率は、年金受給者の中で生活保護を併給している者の割合を示す。障害年金、老齢年金、遺族年金の(A)は、厚生年金保険(旧農林共済組合を含まない)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の数値である。また、老齢年金の(B)には通算老齢年金も含まれるため、(A)にも通算老齢年金を含めている。

資料：(A)は厚生労働省年金局「事業年報 平成20年度」に、(B)は厚生労働省社会・援護局「平成20年度 被保護者全国一斉調査」に基づく。

喪失リスクとして考えられてきた。また、保険料納付のメリッ

トを高める要素としてこれを評価する考えもある。

しかし、障害と老齢の違いは大きくなり、同一制度にするこの根拠は弱まっている。さらに、その弊害も存在する。例えば、マクロ経済スライドによる給付水準の引き下げは障害年金にも等しく適用され、障害基礎年金二級の水準は、現役男性手取り収入の一八・三%から一三・四%まで低下すると予測されている。こうした少子高齢化を理由とする給付削減を障害年金にも適用することが妥当なのかという疑問が残る。

それだけでなく、障害年金では、受給者が資産形成を受給前に行うことは難しく、また、受給者の多くは基礎年金しか受給していない。それゆえに、給付水準の低下は障害年金受給者に対して、より深刻な影響を与える。そして、障害年金の場合、公的年金の縮小を企業年金などで補うことも難しい。

これらの理由から、両年金を別制度とするという選択も考えられる。

●制度間格差について
 現行の障害年金では、初診日の加入制度によって障害の認定基準や受給できる年金が異なる。確かに、老齢年金の必要性の程度は自営業者と被用者で異なる。しかし、障害年金では両者を区別する根拠に乏しい。また、第一号被保険者の四割は被用者で占められているが、彼らが障害の状態となった場合も自営業者と同様に扱われる。さらに、老齢と異なり障害の状態はいつ起こるかわからないため、制度間格差がある場合には、失業や(非正規労働や自営業への)転職によって加入者に大きな不利が生じる可能性がある。これらの理由から、障害年金では、制度間格差の解消が老齢年金以上に求められる。

●給付水準について
 障害年金受給者の大半は障害基礎年金のみの受給者である。その給付水準は、受給者の多い二級の場合で老齢基礎年金の満額と同額となっている。この老齢基礎年金の水準は、無業の高齢者の基礎的消費支出(食料費、住居費、光熱費、被服費)を賄うことができる水準として設定

されたものである。また、厚労省によれば、この水準は、現役時代に構築した生活基盤と合わせて、一定水準の自立した生活を可能にすると説明されている。

しかし、高齢者と障害者では基礎的な消費支出が異なるだけでなく、障害者の場合（特に発症年齢が比較的若い精神の障害の受給権者が増えていることから）も、現役時代に何らかの生活基盤を構築することを前提にできない。それゆえ、この水準を障害基礎年金にも当てはめることは適切ではないとも考えられる。実際に、障害年金受給者では、他の年金受給者に比べて、生活保護を併給している割合が高い（図表3参照）。併給率は増加傾向にあり、この状況が放置されれば、年金の意義や信頼性が損なわれる恐れがある。今後、マクロ経済スライドの影響が障害年金受給者により強く及ぶことも考慮すれば、障害基礎年金二級の水準は再検討の余地がある。

●無年金障害者について

障害要件を満たしているが、

障害基礎年金の拠出要件を満たせずに無年金である障害者は約一二万人と推計されている。また、今後とも無年金者の発生は避けられない。現在でも、若い時期には、意図的な保険料滞納ではなくて、経済的理由や理解不足により保険料納付や免除猶予手続ができないことは大いにありうる。老齢年金であれば、その後に保険料納付を一定期間行うことで、年金を受給することができるといえる。

しかし、障害年金では、短期間の未納のために、ほぼ一生にわたって無年金になる可能性がある。さらに、障害基礎年金では、さまざまな形で無拠出者に対しても、必要原則に基づいて拠出者と同様の年金給付が行われ、実際には無拠出の受給者の方が多くなっている。一方で、無年金障害者に対して、対象者の少ない特別障害給付金や受給のハードルが高い生活保護は十分に対応できていない。これらの意味で、無年金障害者に対するペナルティは重い。少なくとも今後は、①無年金障害者が生

じないようなしくみを設けるか、②生じることを前提に救済制度を設けることを検討する必要があるのではないか。こうした変更を行うことの障壁は老齢年金よりも低いと思われる。

■おわりに

日本の障害年金給付費は先進諸国の中で際立って低い（図表4参照）。さまざまな理由が考えられるが、日本だけ健康状態が特別によいということだけでなく、制度的な要因によるところが大きい。この制限的な障害年金が、各種調査で明らかにな

っている障害者の厳しい生活実態を生み出す一因である。それゆえに、全体としては、負担に對する合意を得たうえで、障害年金の機能を強化していく方向性を取るべきではないか。

いずれにせよ、現在の障害年金についての研究と今後のあり方についての議論が必要不可欠である。そして、今後の年金改革においては、老齢年金だけでなく、本論で挙げたような障害年金の論点に対して、どのようなように対処するのか（しないのか）にも注目しなければならない。

図表4 ●障害年金給付費の国際比較（2005年）
[単位：%]

	障害年金給付費 / GDP	障害年金給付費 / 公的 社会支出総額
日本	0.34	1.85
アメリカ	0.70	4.40
フランス	0.77	2.65
ドイツ	0.78	2.93
イギリス	1.84	8.64
スウェーデン	2.20	7.49
OECD計	1.14	5.53

資料：OECD, Social Expenditure Database 2007より作成。

補足：日本では、老齢年金支給開始年齢以降の障害年金受給者に対する給付費が含まれている。表中のそれ以外の国では、含まれていない。

